

令和5年

春の全国交通安全運動

実施要綱

実施期間

5月11日(木)～5月20日(土)

＜交通事故死ゼロを目指す日 5月20日(土)＞

スローガン

『 守ろうよ 未来につながる 小さな手 』

目的

この運動は、気温の上昇や屋外で活動する機会が増える時期に、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。



運動の重点

- ① こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- ② 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ③ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

運動の進め方

県、市町村及び関係機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの実情に即した実施計画を策定し、積極的な広報・啓発活動を行い、県民の交通安全意識の高揚が図られるよう、効果的な運動を展開しましょう。

公益財団法人 柏崎地区交通安全協会

重点① こどもを始めとする歩行者の安全の確保

歩行者の安全確保

- ◎ 令和4年中、歩行者の死者は15人、負傷者は449人でした。
このうち、こどもの歩行者は36人（全て負傷者）であり、その約8割にあたる30人は、道路横断中（飛び出しを含む）に発生した事故です。
- ◎ 例年、5月から6月にかけて特に歩行中の児童の交通事故が増加する傾向にあり、その大半は下校中に事故に遭っています。
通学路や学校付近、幼稚園・保育園の付近など、こどもの行動範囲では、特に歩行者の急な動きに対応できるよう、速度を控えて安全運転を心掛けましょう。
特に「ゾーン30」に指定されている区間での走行は注意しましょう。
- ◎ こどもを除く歩行者の交通事故では、「道路横断中」のほかに「路上停止中」や「路上横臥」（道路で寝そべった状態）状態で事故に遭った方もいます。



歩行者もしっかり安全確認！交通ルールを守りましょう！

- ◎ 道路横断時は、左右の安全を十分に確認し、横断歩道を横断しましょう。
「車の直前・直後の横断」「飛び出し」「横断歩道付近で横断歩道ではない場所からの横断」は大変危険ですから絶対にしないでください。
- ◎ こどもが正しい交通ルールを身に付けられるよう、保護者を始めた周囲の大人も交通ルールをしっかりと守り、こどもの手本になりましょう。
小さなこどもの交通安全には、保護者等による繰り返しの指導が効果的です。
基本的なルールが身に付くよう、繰り返し指導しましょう。
- ◎ 高齢者は、加齢による身体機能の変化（視力、筋力の低下）を考慮し、より遠くまで左右の確認をしましょう。
- ◎ 道路を横断する時は「渡るよサイン」で周囲に道路横断の意思を示すとともに、横断前の左右確認はもちろん、横断中も車が近づいて来ていないか確認しましょう。

渡るよサイン



5月20日（土）は「交通事故死ゼロを目指す日」です

全国では記録の残る昭和43年以降、毎日、交通事故死亡事故が発生している状況です。このような中、平成20年1月に、交通安全に対する国民の意識を高めるため、新たな国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」を設けることとされました。



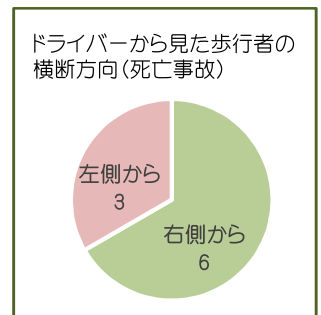
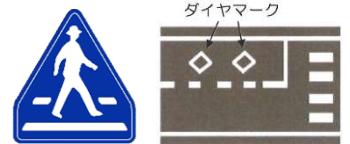
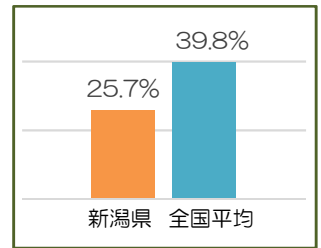
「交通事故死ゼロを目指す日」

なお、令和3年4月8日には、初めて全国で死亡事故ゼロが達成されました。

重点② 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

横断歩道では歩行者が優先！

- ◎ 令和4年に行われた一般社団法人日本自動車連盟の調査によると、歩行者が横断しようとしている「信号機のない横断歩道」において、一時停止した車は、**新潟県では25.7%**にとどまっています。
- ◎ 横断者の保護はドライバーの義務です。
信号機のない横断歩道の手前には、**横断歩道標識**や、先に横断歩道があることを予告する**ダイヤモンド**が路面に標示されています。
- ◎ 令和4年中、歩行中の**死傷者のうち約65%は、道路横断中に交通事故に遭っており、特に死亡した横断歩行者**（9人、全て高齢者）に注目すると、**ドライバーから見て右側から横断した歩行者の数は、左側から横断した歩行者の2倍にもなります。ドライバーは対向車線側から横断中の歩行者を見落とさないように気をつけましょう。**



高齢運転者の交通事故防止

- ◎ 令和4年中、ガードレール等への衝突や、道路からの転落などの自損事故で亡くなった高齢者は11人でした。
運転に不安を感じたら、安全運転相談ダイヤル「**#8080**」に相談しましょう。
(ご家族からの相談も受け付けています。)

飲酒運転の根絶

- ◎ 令和4年中、飲酒運転による人身事故が35件発生し、3人が亡くなっています。飲酒運転の撲滅のため、運転者自身も周囲の人も「**飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない**」を徹底しましょう。



農耕車の交通事故を防止しましょう

県内では5月、10月に農耕車の交通事故が多く発生しており、令和4年は3人が死亡し、1人が負傷しました。
多発時間帯は午前11時台で、事故類型は追突される事故が最多ですが、単独の路外逸脱や車両からの転落での死亡事故も多数発生しています。

シートベルト・チャイルドシートを着用しましょう

令和4年、県内で発生した死亡事故（四輪車乗車中）のうち、シートベルト・チャイルドシートの着用率は約48%でした。シートベルト・チャイルドシートの正しい着用は交通事故時の被害軽減に非常に効果的です。

ドライブレコーダーを活用しましょう

交通事故時に客観的な事実が明らかにできるだけでなく、自らの運転にも適度な緊張感が生まれ安全運転につながるほか、「**あおり運転**」（妨害運転）の抑止、被害に遭った際の記録化にも有効です。

重点③ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



詳しくは新潟県ホームページをご覧ください

自転車ヘルメットの着用が努力義務化！

本年4月1日に施行された道路交通法一部改正により、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務になりました。

自転車乗車中の死亡事故のうち、約6割は頭部損傷によるもので、ヘルメット非着用時の死亡率は約2.2倍になります。（平成29年から令和3年の全国統計）

自転車は加害者にも被害者にもなり得る乗り物です。

自転車利用時にはヘルメットを着用し、自らの命を守りましょう。

【自転車安全利用五則】

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



自転車保険等に参加しましょう

◎ 全国的には自転車運転者が加害者となった交通事故で相手を死傷させ、数千万円という高額な賠償責任を負った例があります。自転車の安全な利用に努めるとともに、万が一の事故に備え、自転車保険等に参加しましょう。

◎ 自転車保険等は、保険会社等が取り扱う個人賠償責任保険等のほか、自転車店等で点検整備を受けることにより自転車に付帯できる TS マーク付帯保険などがあります。（TS マーク付帯保険の詳細は自転車整備士のいる店舗にお問い合わせください。）

自転車も点検、整備が必要です

◎ 運転前はブレーキやタイヤ、ライト、ハンドル等に異常がないか点検しましょう。

◎ 定期的に自転車安全整備店などで詳細な点検、整備を行うことも大切です。

春の全国交通安全運動 ～ 主な実施内容(予定) ～

- 1 早朝街頭立哨（各地区・各事業所）
- 2 街頭指導及び交通指導所（予定）
- 3 各広報誌及び「交通安全だより」による周知
- 4 のぼり旗掲出・ポスター掲載（関係機関）
- 5 ホームページによる広報